令和元年度

学年末・学年始休業中の生活について

福島県立会津工業高等学校

臨時休業期間 ： 令和2年3月2日（月）～令和2年3月19日（木）
春季休業期間 ： 令和2年3月20日（金）～令和2年4月7日（火）19日間
離　任　式 ： 令和2年3月26日（木）【生徒登校日】
始　業　式 ： 令和2年4月8日（水）

学年末・学年始休業は、学校生活から離れて心身の休養をはかるよい機会です。また、家族および社会の一員としての自覚を深める機会でもあります。

しかし、学校生活からの解放感から生活が不規則になり、思わぬ事故にあったり、非行に巻き込まれたりする恐れが大きい時期でもあります。

次にあげる事項に十分気をつけて、有意義な学年末・学年始休業にしてください。

１．学年末・学年始休業中は、自律的な生活態度やよい習慣が養われるように、計画を立て、規律ある生活を送るよう努力しよう。

（1）　1年間を反省し、新年度の準備をする。
（2）　学年末・学年始休業中の計画表を作り、実行する。
（3）　自主的な学習へ積極的に取り組む。（不得意教科の重点的学習）
（4）　長い休みを利用しての読書や自主研究に取り組む。
（5）　家族の一員としての役割を果たす。（進んで家事等の手伝いをする）
（6）　ボランティア活動、課外活動、地域社会の諸活動に積極的に参加する。

２．身体の鍛錬、健康の増進をはかろう。

（1）　長期治療を必要とするもの（目・耳・鼻・歯など）を治療する。
（2）　夜ふかし、朝寝坊など不規則・不健康な生活をしない。
（3）　積極的にスポーツをする。怪我に十分注意する。

3. 会工生としての自覚を持って行動しよう！

（1）　窃盗（万引き・自転車盗）など、犯罪は厳禁。
（2）　飲酒・喫煙・深夜徘徊（夜10時～翌朝5時）など、非行は厳禁。
（3）　携帯電話等を利用した非行（出会い系サイト・不健全なサイトへの接続）は厳禁。
（4）　SNS等を利用したいじめ、脅迫、名誉棄損等の行為や誹謗・中傷の書き込みは厳禁
（5）　無断外泊・家出はしない。（外出する時は家族に行き先や帰宅時間を知らせる。）
（6）　異性との交際には理性的な態度で臨み、非行グループ等に巻き込まれない。
（7）　性被害に遭わないように自己防衛をする。また、性の逸脱行為をしない。
（8）　華美な服装、だらしない服装で外出しない。
（9）　軽薄な言動で地域の人々の批判を受けることのないように、自重して生活する。
（10）気軽に他人の車（特に、高校生や未成年者の友人が運転する車）に乗らない。
（11）不安や悩みごとは自分一人で抱え込まないで、学校の先生に相談しましょう。

4. 規則を守ろう。

（1）旅行・登山
　①　必ず事前に保護者を通して「届」を提出し、許可を受ける。指導者のいない旅行や、登山は禁止する。
　②　旅行先では言動に注意する。観光地などでは文化財・天然記念物の保護にも留意する。

（2）アルバイト
　①　学業成績や就労日数、労働時間、仕事内容などについて担任の指導を受け、保護者の許可を得て、必ず事前に「アルバイト届」を提出する。
　②　夜間の仕事や危険を伴う仕事には従事しない。
　③　アルバイト先へ通う際は、交通ルールを遵守し、事故防止に努める。また、帰りが遅くなる場合は、家庭に連絡して迎えを呼ぶ等の被害防止対策を十分に講じる。

（3）交通安全
　①　交通ルールをよく守り、事故にあわないように、十分気をつける。
　②　自転車に乗るときも、交通ルールを正しく守る。加害事故にも注意する。
　③　バイクの免許取得・バイクに乗ることは厳禁。

◎「**4＋1ない運動**」を尊重する。　高校生は　1）免許を取らない
2）車を持たない
3）運転しない
4）乗せてもらわない
保護者は　＋1）子どもの要求に負けない

５．学年末・学年始休業中の校舎使用について

（1）　休み中に登校したときは、日直の先生（または事務室）の許可を受けて校舎を使用し、下校の際には報告する。なお、登校する際は、制服着用のこと。
（2）　部活動にあたっては、部顧問の指導のもとに規律ある活動を行い、事故防止に万全を期する。特に使用しない部室等においては、施錠および照明の消灯を徹底し、貴重品の管理に努めること。なお、部室内における火気の取扱いは厳禁とする。

6. 緊急時の連絡

不慮の事故（病気・けが・災害・不幸）等が発生したときは、気持ちを落ちつけて、関係機関（警察・消防）、担任または学校に連絡する。

連絡先：会津工業高校　０２４２（２７）７４５６

HR担任の先生　＿＿＿＿＿＿（　　）＿＿＿＿＿＿

学年末・学年始休業を有意義に過ごし、みんな元気で新年度を迎えましょう。